

◎新潟県告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成28年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
長岡市小国診療所	新潟県長岡市小国町 檜沢88番地	長岡市	平成28年2月29日	平成28年3月31日